

修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）適格認定〈学業〉

認定区分	適格基準
廃止 2026 年度以降 給付奨学生 (授業料減免) の資格喪失 ※再申込不可	<ol style="list-style-type: none"> 修業年限で卒業または修了できないことが確定（留年・留セメスター） 修得した単位数の<u>合計数</u>が標準単位数^{*1}の 6 割以下 例) 卒業要件単位数^{*2}が 124 の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1 年 : 18 単位以下 2 年 : 37 単位以下 3 年 : 55 単位以下 4 年 : 74 単位以下 <p>*1 標準単位数 = 124 単位 ÷ 4 年 × 学年</p> <p>*2 卒業要件単位数は学部学科で異なります。学則、履修案内等で確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 履修科目の授業への出席率が 6 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況[*]にあるとみとめられる * 「履修単位数に対し修得単位数が少ない」「E 評価の科目数が多い」状況を「学修意欲が低い」状況と判断します。 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当（「停止」の区分に該当するものを除く） <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況[*]）であり、災害・傷病等「やむを得ない事由」がない場合は学年の始期に遡って給付奨学金（授業料減免）の返還を求められます</p> <p>* 「修得単位数の合計が標準修得単位数の 1 割以下」「出席率が 1 割以下」など学修意欲があるとは認められない状況</p> </div>
停止 2026 年度支援停止 ※成績不良が続く場合 2027 年度「廃止」	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当 (2 回連続して警告となった場合のうち、2 回目の警告の理由が「GPA 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合」のみ。但し 3 回連続で警告となった場合「廃止」。)
警告 2026 年度支援継続 ※成績不良が続く場合 2027 年度 「廃止」「停止」	<ol style="list-style-type: none"> 修得した単位数の<u>合計数</u>が標準単位数^{*1}の 7 割以下 例) 卒業要件単位数^{*2}が 124 の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1 年 : 21 単位以下 2 年 : 43 単位以下 3 年 : 65 単位以下 4 年 : 86 単位以下 <p>*1 標準単位数 = 124 単位 ÷ 4 年 × 学年</p> <p>*2 卒業要件単位数は学部学科で異なります。学則、履修案内等で確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> GPA 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する 履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状況[*]にあると認められる * 「履修単位数に対し修得単位数が少ない」「E 評価の科目数が多い」状況を「学修意欲が低い」状況と判断します。
継続	上記に該当しない